

藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「当初予算国実施要綱」という。）及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「補正予算国実施要綱」という。）に基づき、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し、経営確立を支援するため、藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）（以下「資金」という。）を交付することについて、当初予算国実施要綱、補正予算国実施要綱、神奈川県新規就農者育成総合対策事業実施要綱（令和7年7月7日付け農振第1239号。以下「県実施要綱」という。）及び藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象者）

第2条 この要綱に基づき資金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

（1） 県実施要綱第7の1の各号の規定に該当する者。

（2） 市税の滞納がない者。

（資金の額及び交付期間）

第3条 県実施要綱第7の2の規定のとおりとする。

2 資金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

（計画の承認申請等）

第4条 資金の交付を受けようとする者は、事前に青年等就農計画等承認申請書（第1号様式）に青年等就農計画等（青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。）、経営開始資金（経営開始支援資金）申請追加資料（第2号様式）をいう。）及び個人情報取扱いについての同意書（第3号様式）を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について審

査し、県実施要綱第7の1及び別表4を満たし、経営の開始又は定着を支援する必要があると認めた場合は、青年等就農計画等を承認する。審査の結果は、青年等就農計画等審査結果通知書（第4号様式）により当該申請者に通知する。

- 3 前項の規定による審査に当たっては、関係機関等による面接等を実施するものとする。

（計画の変更申請等）

第5条 前条第2項の規定による承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更するときは、あらかじめ、青年等就農計画等変更申請書（第5号様式）により申請し、市長の承認を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について前条第2項及び第3項の規定による手続に準じて審査し、当該申請者に通知する。

（資金の交付申請）

第6条 県実施要綱第7の7に規定する申請は、藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）交付申請書（第6号様式）によりするものとする。

（資金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）交付決定等通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（資金の請求）

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下、「交付対象者」という。）が資金の交付を受けようとするときは、藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（資金の返還免除）

第9条 市長は、県実施要綱第7の10の（2）の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）返還免除承認等決定等通知書（第9号様式）により当該申請をした者へ通知するものとする。

（補助金の経理及び帳簿等の保管）

第 10 条 交付対象者は、本資金に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、交付期間の末日が属する年度の末日から起算して 10 年間整備保管しておかなければならない。

(補則)

第 11 条 市長は、資金が適切に実施されたかどうか及び資金の効果を確認するため、交付を受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又は、現地への立入調査を行うことができる。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 9 月 14 日より施行する。

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の経営開始資金交付要綱（令和 5 年 2 月 3 日制定）及び経営開始支援資金交付要綱（令和 7 年 12 月 23 日制定）の規定により実施している事業については、この要綱の規定を適用する。

第1号様式（第4条関係）

青年等就農計画等承認申請書

年 月 日

藤沢市長

（申請者）

〒

住 所

氏 名

藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）交付要綱第4条第1項の規定に基づき、青年等就農計画等の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【提出書類】

- 1 青年等就農計画
- 2 経営開始資金（経営開始支援資金）申請追加資料
- 3 個人情報の取扱いについての同意書

第2号様式（第4条関係）

経営開始資金（経営開始支援資金）申請追加資料

年 月 日

藤沢市長

住所：

氏名：

（生年月日： 年 月 日： 歳）

新規就農者育成総合対策実施要綱、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱、神奈川県新規就農者育成総合対策事業実施要綱及び藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて＊1）誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「目標地図」への位置づけ等

集落又は地域名等		☐ 位置づけられている ☐ 位置づけられる見込み
☐ 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始資金・経営開始支援資金）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金（就農準備支援事業）交付期間）

年 月 日～ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	☐ 加入している又は加入予定（ 月） ☐ 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	☐ 給付等を受けている ☐ 給付等を受けていない
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、世代交代・初期投資促進事業等による補助金の交付	☐ 交付を受けている又は受けたことがある ☐ 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得＊2	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
※ 本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（☐ 有 ☐ 無） 【所見】	

7 保証人＊1

住所
氏名
住所
氏名

添付書類

別添1：収支計画

別添 2：履歴書

別添 3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添 4：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添 5：経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添 6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添 7：通帳・帳簿の写し

別添 8：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添 9：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添 10：「みどりチェック」チェックシート

（注）別添 9 の添付書類として、申請時に運転免許を取得しておらず、パスポート等の書類を提出した申請者がその後運転免許証を取得した場合は、その写しを交付主体に提出するものとする。

＊ 1 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、経営開始支援事業計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。保証人のうち 1 名以上は申請者と別生計の者とする。

＊ 2 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当

「所得」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」

第 3 号様式（第 4 条関係）

藤沢市長

個人情報の取扱いについての同意書

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）に係る個人情報の取扱いについて

市は、藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）の交付に際して得た個人情報について、個人情報保護法等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関 （注）	国、全国農業委員会ネットワーク機構、神奈川県、藤沢市、藤沢市農業委員会、農業共済組合、さがみ農業協同組合、その他サポート体制機関等
-------------	---

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱いについて」に記載された内容について同意します

年 月 日

氏 名

第 4 号様式（第 4 条、5 条関係）

青年等就農計画等審査結果通知書

年 月 日

様

藤沢市長

年 月 日付けで承認（変更）申請のあった青年等就農計画等について、審査の結果、次のとおり決定したため藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）交付要綱第 4 条（第 5 条）第 2 項の規定により通知する。

1 区 分	☐ 承認する ☐ 承認しない
2 承認しない 場合の理由	
3 指 示	（1）青年等就農計画等を変更する場合は、青年等就農計画等変更申請書（第 5 号様式）を市長に提出すること。 （2）交付期間内及び交付期間終了後 5 年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に市長に報告すること。 （3）交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内に市長に報告すること。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とする。 （4）交付期間終了後 5 年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後 1 か月以内に市長に報告すること。

第5号様式（第5条関係）

青年等就農計画等変更申請書

年 月 日

藤沢市長

（申請者）

〒

住 所

氏 名

年 月 日に承認を受けた青年等就農計画等について変更が生じるため藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）交付要綱第5条第1項の規定に基づき申請します。

1 変更内容

2 変更理由

【添付書類】

- ・ 変更後の青年等就農計画等

第 6 号様式（第 6 条関係）

藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金） 交付申請書

年 月 日

藤沢市長

住 所

氏 名

藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）交付要綱第 6 条の規定に基づき
藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）の交付を申請します。

なお、資金の交付にあたり、私に係る次の事項について貴職の権限で調査すること
に同意します。

- (1) 藤沢市市税条例による市税等の納付状況
- (2) 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等の受給状況
- (3) 藤沢市暴力団排除条例 8 条に基づく排除措置の対象でないこと

交 付 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
前年の世帯所得※ 1 被災による資金の交付休止期間中の所得 を除く額※ 2 を記載	(ア)	円
今年の交付金額※ 3	(イ)	円
今回の交付申請額		円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実 践研修支援事業、雇用就農者実践研修事業による助成（農業法 人等として）、経営継承・発展支援事業による助成		☐ 受けている又は受け たことがある ☐ 受けていない又は受 けたことがない

※ 1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が 600 万円以下であること。
※ 2 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。
※ 3 夫婦で交付している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

第 7 号様式（第 7 条関係）

藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）交付決定等通知書

年 月 日							
様							
藤沢市長							
年 月 日付けで交付申請のあった藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）については次のとおり決定したので、藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）交付要綱第 7 条の規定により通知します。							
1 区 分	☐ 交付する ☐ 交付しない						
2 交付金額	百	十	万	千	百	十	円
3 指 示	この資金に係る経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、これらの書類を交付期間終了から起算して 10 年間保存しなければならない。						

藤沢市経営開始資金(経営開始支援資金)請求書

次の金額を請求します。 年 月 日

住 所
債権者 商号・名称
氏名

藤沢市長

請求金額											
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

品 名	数量	単位	単価	金額
経営開始資金(経営開始支援資金)				
(年 月 日～ 年 月 日分)				

債権者コード

--	--	--	--	--	--

※債権者コードをお持ちでないときは、指定口座を記載してください。

指 定 口 座

金融機関		本・支店名	
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他	口座番号	
口座名義 (カタカナで記載してください。)			

※請求者(債権者)と口座名義が異なるときは、委任状の添付が必要です。

※債権者の通帳には、支払課の課名等(カナ略称)が印字されますので、市からの振込通知書は省略させていただきます。

点線内は、記入しないでください。

課 名		検収日	年 月 日
管 理 号		検収者	補職名・氏名 印
番 号			補職名・氏名 印
内 払 数			
回 数			

第 9 号様式（第 9 条関係）

藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）返還免除承認等決定等通知書

年 月 日 様 藤沢市長 年 月 日付けで県実施要綱第 7 の 1 0 の（2）の規定に基づき申請のあつた藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）の返還免除については次のとおり決定したので、藤沢市経営開始資金（経営開始支援資金）交付要綱第 9 条の規定により通知します。	
1 区 分	☐ 免除する ☐ 免除しない
2 免除しない場合の理由	
3 指 示	